

# 令和7年11月犬山市議会定例議会会議録

第7号 12月19日（金曜日）

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第7号 令和7年12月19日午前10時開議

- 第1 第78号議案から第88号議案まで  
及び第90号議案から第98号議案まで  
（委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決）
- 第2 令和7年請願第3号及び請願第4号  
（委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決）

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 第78号議案から第88号議案まで  
及び第90号議案から第98号議案まで
- 日程第2 令和7年請願第3号及び請願第4号
- 日程追加 諸般の報告
- 日程追加 第99号議案 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第100号議案 犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
の制定について
- 第101号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第6号）

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ピアソキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君

統括主査 神林 亜 弥 君

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	健康福祉部長	前 田 敦 君
子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	藤 村 崇 司 君
子育て支援課長	高 橋 正 直 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 第78号議案から第88号議案まで及び第90号議案から第98号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、第78号議案から第88号議案まで及び第90号議案から第98号議案までを一括議題といたします。

各常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） おはようございます。総務委員会の審査結果報告を、タブレットの中にある書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。民生文教委員会での審査結果の報告を、お手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、諏訪建設経済委員長。

〔建設経済委員長 諏訪君登壇〕

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 建設経済委員会審査結果報告を、お手元に配付された報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

総務委員会審査結果報告書

令和7年12月19日

犬山市議会議長

大沢秀教様

総務委員長

玉置幸哉

審査年月日 令和7年12月15日

場 所 第1委員会室

出席委員 5名（全員）

付託議案

第78号議案 犬山市部設置条例の一部改正について

第79号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する部分）

第80号議案 犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について

第88号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について

第92号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費

8款 消防費

第2条の第2表 繰越明許費補正

第3条の第3表 債務負担行為補正中

総務委員会の所管に属する事項

12月10日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第78号議案から第80号議案まで、第88号議案及び第92号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

民生文教委員会審査結果報告書

令和7年12月19日

犬山市議会議長

大沢秀教様

民生文教委員長

久世高裕

審査年月日 令和7年12月15日

場 所 第2委員会室

出席委員 6名(全員)

付託議案

第79号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について(民生文教委員会の所管に属する部分)

第81号議案 犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第82号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第83号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第90号議案 犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について

第91号議案 羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について

第92号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算(第5号)

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳出 3款 民生費

4款 衛生費(1項保健衛生費)

9款 教育費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

民生文教委員会の所管に属する事項

第93号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

第94号議案 令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第2号)

第96号議案 令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

12月10日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第79号議案、第81号議案から第83号議案まで、第90号議案、第92号議案から第94号議案まで及び第96号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第91号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

建設経済委員会審査結果報告書

令和7年12月19日

犬山市議会議長

大沢秀教様

建設経済委員長

諏訪毅

審査年月日 令和7年12月15日

場 所 第3委員会室

出席委員 6名(全員)

付託議案

第84号議案 犬山市火入れに関する条例の一部改正について

第85号議案 犬山市道路占用料条例等の一部改正について

第86号議案 犬山市水道事業給水条例の一部改正について

第87号議案 犬山市下水道条例の一部改正について

第92号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算(第5号)

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 4款 衛生費(3項清掃費)

5款 農林業費

6款 商工費

7款 土木費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

建設経済委員会の所管に属する事項

第95号議案 令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第2号)

第97号議案 令和7年度犬山市水道事業会計補正予算(第2号)

第98号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算(第2号)

12月10日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第84号議案から第87号議案まで、第92号議案、第95号議案、第97号議案及び第98号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

◎議長(大沢秀教君) 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長(大沢秀教君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

第91号議案に対する討論を行います。

12番 岡村千里議員。

〔12番 岡村君登壇〕

◎12番(岡村千里君) 12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。私は、第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

犬山市体育館は、できた当初から指定管理制度が導入され、最初は指定管理者の構成員と

して、犬山市体育協会も入っておりました。5年前の2期目から、高齢化などで、この体育協会が入らなくなりました。民間に丸投げではいけない。市が責任を持ってということはずっと主張してきましたので、指定管理者との協議や、様々な事業が展開されていることは承知しています。

私がこの議案に反対する理由は大きく4点があります。

第1点は、公共性の高い施設に対し、指定管理制度が最適とは言えない点であります。

犬山市体育館は、市民の健康増進、スポーツ振興、防災拠点としての役割など、収益性よりも公益性、継続性、安全性が強く求められる施設であります。そうした施設において、民間企業の営利判断が優先される仕組みは、必ずしも市民全体の利益と一致するとは言えません。

指定管理制度の問題点として、委託先が利益を確保し、人件費は削減されるという構造になっております。行政が担当する場合は、物的経費と人的経費のほかには経費はかかりません。株式会社のような今回の民間が担当すると、それに加えて利益を確保し、株主に利益を配当する、あるいは役員報酬を払う、そういったことが発生してきます。

物的経費は、公がやっても民がやっても大して変わりません。一定の枠の中で効率よくなると、人的経費が民間の場合は削減されることとなります。

2点目は、指定管理者の選定において、申請は1者だけでした。これでは競争性が働かず、実質的に固定化している点であります。公募型プロポーザル方式では、複数の事業者が参加し、提案内容を比較評価することが大前提です。1者のみの応募で、毎回同じ事業者しか来ない。これでは競争性が働かず、プロポーザル方式を採用する合理性に欠けると言わざるを得ません。新規参入できるような見直しが必要だと考えます。

3点目は、指定管理料が5年間で6億3,074万円にも及び、妥当性に疑問がある点であります。

指定管理料は年間平均1億2,600万円ほどとなります。単なるこうした施設管理の委託ということではなくて、この額になってきますと、市の基幹的公共サービスということになってきます。そうであるなら直営との比較検討を避けて通れないと思いますが、今回は直営は検討されなかったとのことです。

また、業務内容、仕様書について、どこまで指定管理者が担うのか、また仕様書と実態がきちんと合致しているのか、この委員会の中でも質疑が行われたところです。そして、利益の8%を本社にということですが、その根拠は示されておりません。

そういった中でお金の流れや、そういったことがはっきりしない、こういったことを残したまま賛成するというのは認めることはできません。

4点目は、市の職員のノウハウが蓄積されず、将来的な直営選択肢を狭めているという点であります。

競争性の乏しいプロポーザルを繰り返す中で、運営ノウハウは事業者側に集中し、市はチェックする立場にとどまっていると思われれます。これは市が本来持つべき公共施設の運営の主体性を損なうものです。むしろ、これまで事業者との協議を繰り返し行ってきたわけですから、もし直営で運営するんだったらこんな事業をやりたいと、市の職員にも情熱を持って

もらいたい。また、指定管理制度でなくても、民間のノウハウというのは活用できるというふうに考えます。現在のところ大きな事故や不具合などは起きていませんが、指定管理者の指定を取り消す事例も他の自治体ではあるのも事実です。

以上のことから、本議案について反対を表明いたします。各議員の皆様には、ぜひご賛同いただきますようお願い申し上げて、反対討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 6番 島田亜紀議員。

〔6番 島田君登壇〕

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは、第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について、賛成の立場から討論させていただきます。

初めに、現行の指定管理においては、民間事業者としての専門知識やノウハウの活用、ブランド力を生かした自主事業を展開し、令和6年度は過去最高の利用者数を達成した点、また、施設スタッフについても、指定管理者が全国的に保有する情報データベースを活用し、他施設の対応例も踏まえ、利用者からの苦情等に対して、迅速に対応しており、利用者からの評価につながっている点についても高く評価できると考えます。

さらに、指定管理者と市は毎月の定例会議を実施しており、運営面に加え、施設の修繕においても、市と連携して適切な施設管理に努めていると考えます。

次に、指定管理者の選定については、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定に基づき、9月26日から11月4日までを公募期間として、市役所及び各出張所、掲示板での公告、市公式ホームページ及び広報への掲載や民間ポータルサイトへの掲載等、幅広く募集を行っていることから、適正に実施されているものと判断します。

続いて、指定管理料については、前回の令和3年度からの指定管理協定締結から5年が経過し、この間の物価高騰とともに、今後も人件費等の上昇が見込まれることから、増加しているものであり、特に光熱費の上昇が最も大きく、また、人件費などの高騰に伴い、毎月行っている空調設備やエレベーター設備などの保守管理費なども増額となっており、今回示された指定管理料は適正であると考えます。

さらに、指定管理制度については、先ほども述べましたが、指定管理者の創意工夫による事業展開や市民サービスの提供ができていると考え、引き続き指定管理を実施することに期待しています。

以上のことから、第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定については適正であると判断し、賛成討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第91号議案に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第78号議案、犬山市部設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案、犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は可決であります。本案は両委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案、犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案、犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第84号議案、犬山市火入れに関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案、犬山市道路占用料条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案、犬山市水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案、犬山市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案、犬山市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案、犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案、令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案、令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案、令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案、令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案、令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案、令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

\*\*\*\*\*

日程第2 令和7年請願第3号及び請願第4号

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、令和7年請願第3号及び請願第4号を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年請願第3号及び請願第4号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。令和7年請願第3号及び請願第4号を一括議題といたします。

民生文教委員長から、委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。請願の審査結果を、お手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、請願審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

請願審査結果報告書

令和7年12月19日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 件 名 令和7年請願第3号  
『育休退園制度廃止を求める請願書』  
審査年月日 令和7年12月16日  
審査結果 賛成少数で不採択

2. 件 名 令和7年請願第4号  
『犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書』  
審査年月日 令和7年12月16日  
審査結果 賛成少数で不採択

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） これより民生文教委員長に対する質疑を行います。  
ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。

令和7年請願第3号及び請願第4号に対する討論を行います。

5番 小川隆広議員。

〔5番 小川君登壇〕

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは、請願第3号及び請願第4号について、いずれも賛成の立場で、討論を行います。

まず、請願第3号、育休退園制度廃止を求める請願書についてであります。

本市においては、これまで当局の皆様のご努力により、保育体制の充実に向けた取組が着実に進められてまいりました。特に次年度に予定されている2園の統合により、保育士配置に一定の余裕が生じる見込みであることから、待機児童の解消のみならず、育休退園制度の廃止についても現実的に対応できる可能性が示されている点は、大きく評価すべきであると考えます。

育休退園制度は、保護者にとっても、また子どもにとっても生活環境が大きく変わる制度であり、不安や負担を伴うものであります。そうした中で、今回の請願は、制度を廃止できる可能性が見えてきた今こそ、それを確かなものにしてほしいという切実な思いが込められたものと受け止めております。その願いは十分に理解できるものであり、真正面から向き合うべき課題であると考えます。

請願を採択することは、直ちに制度変更を約束するものではありませんが、育休退園制度の見直しに向け、より積極的に進める意思を示すものとして意義のあるものであると考え、採択すべきものと考えます。

次に、請願第4号、犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書についてであります。

請願第4号に掲げられている給食費の完全無償化や、保育士の処遇改善については、国が制度として大きな役割を果たすべき政策分野であることは、私自身も十分に理解をしております。

ます。特に財源や制度設計の観点からは国に対して強く働きかけていく必要がある課題であります。

本市においても、学校給食の一部無償化など、子育て世帯の負担軽減に向けた取組が行われてきたことは、これまでのご尽力として高く評価すべき点であると認識をしております。

しかしながら、請願趣旨に3歳以上の保護者の負担についての記載がありますように、給食費無償化の対象とならない就学前や、学年においては深刻な負担になっているのも事実であると考えます。

給食は成長期にある子どもたちの栄養確保や健康保持を目的とした極めて公共性の高い施策であります。私は、これは日本国憲法第25条が掲げる生存権の理念を具体的に具現化した政策の一つであり、優先順位を高く取り組むべきものと考えます。

また、保育士の処遇改善については、令和6年度子ども・子育て政策に係る地方単独事業の推進で、普通交付税のこども子育て費を創設しており、令和7年度においても、こども家庭庁の子どものための教育・保育交付金の令和7年度予算案の主な内容についての中で、保育士の処遇改善があり、国も後押しをしていると考えます。

また、立山町の保育士など就労継続支援金、就労助成金や、西宮市の保育士就職応援一時金事業など、国の制度を待つだけでなく、自治体独自の財源を用いて、保育士を支援している先進事例が存在いたします。

こうした取組は、保育人材の確保や保育の質の向上に寄与しており、決して非現実的な内容ではないとも考えます。

本請願は、単に個別施策の実施を求めるものにとどまらず、限られた市税を何に優先的に投入すべきかという自治体運営の根幹に関わる問題提起を含んでいるものと考えます。その意味で、本請願は、市政全体を考える上で重要な一石を投じるものであり、その趣旨は尊重すべきであります。

以上の理由から、請願第4号についても採択すべきであるとの立場を表明いたします。

各議員の皆様にも賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員。

〔3番 増田君登壇〕

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。請願第3号、育休退園制度廃止を求める請願書及び第4号、犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書の2件について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、保育士の皆様には日頃より保育の現場にてご尽力賜りまして感謝申し上げます。

それでは、まず、第3号、育休退園制度廃止を求める請願書についてです。

育休退園制度については、過去の議会、一般質問などでも数多く議論がなされており、今年9月には柴田議員が、保育士の配置について一般質問をしました。その中で、年々増えている配慮が必要な子どもへの加配や、来年度始まる誰でも通園制度、その他、育休退園制度の廃止についても対応できると考えているといった答弁がなされました。

そして、今議会においてもビアンキ議員の一般質問から、できるだけ早い時期に制度が廃止

できるよう、前向きに調整しているといった答弁がなされました。

先ほど小川議員が述べられたように、来年度には、公立の子ども未来園2園が閉園し、民設民営の保育園が新設されます。そして、2園の閉園により、保育士の数に余裕が生じるため、他園への再配置をすることが可能になることから、待機児童の解消や育休退園制度の廃止についても、市として前向きに検討を進めているところです。

今回、請願書が提出されておりますが、当市においては既に請願趣旨である制度廃止に向けて前向きに検討を進めており、真摯に請願趣旨に向き合っているものと考えますので、請願第3号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

続きまして、請願第4号、犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書についてです。

子どもの成長のためにも必要な量と栄養バランスの取れた給食を安定的に提供していくことは大変重要であります。ですが、請願趣旨にも記載があるように、昨今の物価高騰等により食料費は値上がりの傾向にあり、当市も苦渋の決断として令和6年度より値上げを行っております。

そのような中でも、限られた財源の中、当市は学校給食費の一部無償化の実施も行っております。そして、物価高騰、食料費値上がりに対応するため、調理方法を工夫したりして、多くの子どもたちが楽しくおいしく享受できるよう、あらゆる最善の努力を行っており、子育て世帯の負担軽減にも寄与していると考えます。

また、保育士の処遇改善については、当市において公立保育園の人件費は、人事院勧告に基づき対応をしております。今議会のピアネ議員の一般質問でもありましたが、当市は新規に採用した保育士が離職することなく働き続けられるよう、1年目保育士に対してトレーナー制度を取り入れ、フォロー体制を整えるなど、働きやすい環境整備や職場環境の整備の提供に努めております。

また、フリー保育士の増員により、ノンコンタクトタイムを確保し、保育時間内に事務作業や準備、会議などができるよう、業務効率の工夫も行っております。

このような対策により、現時点での令和7年度末の正規職員の離職はゼロとなっており、また、令和8年度の新規採用は12名を予定しております。これは保育士の働く環境整備ができており、働きやすい職場環境の提供ができていると評価されるものと考えます。

以上より、請願第4号の趣旨には賛同できないと考え、反対討論を述べさせていただきました。

議員各位におかれましては、本件についてご賛同賜りますようお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 令和7年請願第3号及び請願第4号に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を終結いたします。

これより請願の採決を行います。

最初に、令和7年請願第3号、育休退園制度廃止を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。令和7年請願第3号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和7年請願第3号は不採択と決しました。

次に、令和7年請願第4号、犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

令和7年請願第4号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和7年請願第4号は不採択と決しました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

再 開

午前11時03分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

\*\*\*\*\*

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、当局から追加議案3件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第99号議案から第101号議案までを直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

日程追加 第99号議案から第101号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 第99号議案から第101号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第99号議案から第101号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

日程追加 第99号議案から第101号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加議案についてご説明を申し上げます。

まず、第99号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営について基準を定めるため、条例を制定するものです。

2ページから7ページまでの第1条から第19条では、この条例の趣旨、最低基準の目的等について定め、7ページ及び8ページの第20条では、乳児等通園支援事業の区分について定め、8ページから12ページまでの第21条から第25条では事業区分のうち、一般型乳児等通園支援事業の設置及び職員の基準等について定め、12ページ及び13ページの第26条及び第27条では、事業区分のうち余裕活用型乳児等通園支援事業の設置及び職員の基準等について定め、13ページ及び14ページの第28条から第30条では、電磁的記録、暴力団の排除等について定めるものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第100号議案、犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、特定乳児等通園支援事業の運営について基準を定めるため、条例を制定するものです。

2ページの第1条及び第2条では、この条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業の一般原則について定め、3ページの第3条では、特定乳児等通園支援事業の利用定員に関する基準を定め、3ページから13ページまでの第4条から第32条では、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め、13ページ以降の第33条では、特定乳児等通園支援事業に係る電磁的記録等について定めるものでございます。

なお、条例の施行の日については附則のとおりです。

第101号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明します。

説明に先立ちまして、この補正予算は、物価高対応子育て応援手当の支給に係る費用の計上で、速やかな対応が必要なため、追加提案としてご審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に2億1,660万2,000円を増額し、総額を324億9,969万4,000円と定めるものです。

第2条は、繰越明許費の追加を行うものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、3款の民生費では、物価高対応子育て応援手当の支給に伴う交付金やその他の経費の計上を行いました。

また、歳入では、歳出に合わせた国庫支出金の計上を行いました。

4ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正では、物価高対応子育て応援手当の支給について、令和8年4月以降も申請受付及び手当の支給する必要があることから、令和8年度への繰越明許費を追加するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。  
よろしく願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。  
ここで議案精読のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第99号議案から第101号議案までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

10番 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からは、第99号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第100号議案、犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから2件、質疑をしたいと思います。1件ずつ行っていききたいと思います。

1件目、誰でも通園制度というので理解しておるんですけども、もともと犬山市には一時預かりという制度もありまして、これとの切り分けをまずどうするのかご説明をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質疑にお答えします。

犬山市が一時保育、一時預かりになります。そちらと今度こども誰でも通園制度というのが始まりますので、その違いについて少しお答えしたいと思います。

こども誰でも通園制度と一時保育は、どちらも子どもを預かるという点では同じで、保育内容のほうも変わりません。しかし、それぞれの事業で、対象者や目的、あと利用時間などが異なってきます。

まず、対象につきましては、こども誰でも通園制度では、保育施設に在籍のしていない0歳6か月以上満3歳未満の子どもなら、理由を問わず誰でもオーケーと言いますか、可に対しまして、一時保育では、家族の病気や冠婚葬祭などの理由で、家庭での保育を受けることが一時的に困難となった保育所等に通っていない生後6か月から就学前までの子どもとなります。

また、利用時間につきましては、こども誰でも通園制度では、月上限10時間までになっております。一時保育では、最大月14日までということになっております。

目的につきましては、こども誰でも通園制度では、就労要件にかかわらず全ての子どもが保育施設を利用できる機会を保障することで、子育て世帯の育児負担の軽減を図るとともに、

子どもたちが多様な環境での経験を通じて、心身の発達、成長を促すということになっております。一方、一時保育では、保護者のけがや病気などで一時的に家庭での保育が困難な場合に、必要な保育を行うということになってます。

最後に制度的にですが、こちらこども誰でも通園制度は、給付事業のため、利用者は支給認定を受ける必要がありますが、一時保育は、市が実施主体となる事業のため、支給認定を受ける必要はありません。

主な違いについては以上になります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。少し違いが分かりました。

そこで、再質疑を2点行いたいと思います。

誰でも通園制度と一時預かりの違いは、今ご説明いただきましたが、今回、誰でも通園制度は羽黒南子ども未来園、公的のほうでは行うということになっておりまして、それぞれ1日マックスの人員が決まっておると思うんですけども、それについて1点目。

2点目、それに伴って子どもが何人来るかによって、保育士の配置も様々考えられていると思うんですけども、その配置はどのように考えているのか、2点お尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 質疑にお答えします。

羽黒南子ども未来園におけるこども誰でも通園制度の1日当たりの定員については、3名になっております。また、一時保育は1日当たりの定員が10名ということになっております。

次に、保育士の配置につきましては、こども誰でも通園制度では2名の保育士の配置、一時保育では2名を配置していきます。こども誰でも通園制度では、市の認可の基準条例第22条において、半数以上は保育士とする。また、一般型を実施する事業所については、一つにつき2人を下回ることはできないという基準がありますので、最低でも誰でも通園制度の場合、2名を配置する必要があるということで2名になっております。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） それでは、2件目の質疑です。

最初に、一時預かりと誰でも通園制度の説明をいただきましたけども、なかなか市民の方にとってみれば初めて出てくる制度でもあり、すごく分かりにくいところがあるというふうに思います。

そういったときのために、例えばQ&Aで事前にこういうところを見てくださいというふうに促すとか、周知の方法を含めて、どのように考えているのかお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

議員がおっしゃられるように、分かりづらい面もありますので、それぞれQ&Aも作成しておりますので、利用者が使うときに迷うようなものであったり、制度の紹介であったりと、そのようなものについてホームページ等々で掲載をして、周知を図っていきたいと考えてお

ります。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第99号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第100号議案、犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑をさせていただきます。

4件について質疑させていただきます。

まず、1点目です。制度の概要ということで、6か月のお子様から3歳未満のお子様までが対象であることや、1時間単位などでも利用がオーケーであるとか、聞いてるとすごく便利な制度だなというふうには思うんですけども、本当に子どもにとってどうなんだろうとかということについては、いろいろ疑問があるような状況です。

それで制度の一応概要についてですけども、一般型だとか余裕型だとかそういったことを聞いておりますけれども、まずそういったことについてお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えいたします。

まず、この制度の中で、一般型と余裕活用型に分かれておりますが、一般型につきましては、保育所などの既存の定員とは別に、こども誰でも通園制度のために定員を設けて子どもを受け入れる方式ということになっております。犬山で行きますと、保育園のところの部屋を用意しまして、そこで既存の定員とは別に定員を定めて行っていくというのが一般型になります。

余裕活用型につきましては既存の保育施設が持つ定員の空きを利用して、子どもを受け入れる方式ということになりますので、犬山は一般型を選択しまして、他のところも多分一般型が多いんじゃないかというところで想定はしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。一時預かりにも似ているということではありますが、これ本当に私もこれについてはセミナーが開かれたもんですから勉強しましたがけれども、制度自体としてはすごく大きな変化になります。それで、市が準備しなきゃいけないこと、この体制を整備するのに当たって、今、この2本の条例が出てきたわけですけども、かなり各市町村が大変な思いをして準備しなきゃいけないことがいっぱいあるというふうに聞いております。ですから、市がこの実施までに行うことは一体どういうことがあるのか、その状況について。

それから、2点目として、利用者の方が利用する場合は、どのような手続の流れになるのかお示しいただきたいと思います。

1件目の再質疑です。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、再質疑にお答えします。

まず、国の情報が遅いということで、市のほうについてもタイトなスケジュールで進めていかなきゃいけないというところになります。まず、市の手続きを4月まででやることについてですが、まず、犬山市としては一時保育の部屋を利用しますが、子どものためにマットを敷いたりだとか、また年齢に合ったおもちゃを用意するなどの子どもたちの環境を整えるということがまずあります。また、保育士の配置が必要ともなってきます。

一方、市としましては、事業者の認可、今回の条例に基づく犬山市だけではなく、民間の方もちょっとご相談を受けておりますが、手を挙げられた場合には、事業者の認可、確認の事務が発生します。また、利用者に対するPRや、利用の保護者を今後認定していくという事務も発生しますので、そちらのほうも事務が発生すると考えられております。一時保育を犬山市では実施していますので、比較的環境整備については早く進むというようなところで考えております。

続きまして、利用者の手続きのほうになります。こちらにつきましては、まず利用者の方につきましては、まず認定のほうを市にさせていただくというのが一番最初になります。その認定を受けまして、市では認定をしまして認定書を発行することになります。そうしますと、国のシステムが使えることになりますので、そのログインのIDなどが付与されることになります。そうしますと、保護者の方はシステムを利用して、まずは使いたい施設で面談の予約をまずは入れることになります。こちら面談を予約をして、実際に次は施設に面談をしていただきます。この際につきましては、子どもの状態であったりだとか、アレルギーの状態、内容だったりだとか、そのようなことを施設のほうに伝えるとともに、施設側に対しても連絡事項等々のやり取りをまず最初に発生をすることになります。こちらそれが終わりますと、今度はシステムを、また保護者が使いまして、利用したい日にちをシステムで入力をして、施設と日程が合えば、それで許可というところになります。その予約した日にちに、実際に子どもを預けると、こういうような手続になるということになります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 非常に複雑な感じだということが分かりました。

では、1件目の再々質疑をさせていただきます。

市のほうがそういった体制を準備していくわけですけれども、実際のところは施設側と保護者の方は直接契約になっていくと思うんです。そうなってくると、自治体の責任というのが弱まるのではないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

弱まるということはないとは考えております。この条例の基準どおりにやっていただくということで、市のほうにつきましても認可をしていくというところ、あと運営についても確認をしていくというところがありますので、決して関与が弱まるということは考えておりま

せん。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目に移ります。利用時間が月10時間ということで、これはすごく短いわけなんです。そのことについて質疑させていただきます。

もう既に施行している自治体が幾つかありまして、そういったところは、いろいろな声を上げております。利用時間の上限が短いというのが共通の声だそうです。

本当に1日3時間とか4時間とか、そういった利用になっていくんですけども、そういったことでは、なかなか子どもが慣れないだとか、そういったことで、非常に短いというような意見があるんですけども、それで、10時間という時間設定と、それから設備運営基準は一応一時預かりと同じということになっているんですけども、これ各自自治体で上乘せはいいというふうになっていると思うんですけども、例えば仙台市なんかは1日8時間まで、週の1回から2回利用というようなことがあるようですけれども、犬山の場合はそういうことは考えているのかどうか、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） まず、上乘せの件につきましては、今のところというか上乘せについては考えておりません。

確かにほかの市では上乘せというところもありますけれども、犬山市としては、まずは国の補助金の対象というのが月10時間というところもあります。また、利用ニーズがどれくらいあるかというのも不明なところもありますので、初年度は補助対象となる月の上限枠を10時間というところで考えております。10時間を超えた分については、市の独自の施策となりますので、利用実態を踏まえ当面は10時間としていくと考えております。

ただし、市では一時預かり事業も、先ほども説明しましたが実施をしておりますので、利用枠10時間を超えて、さらにお子様を通わせたいという場合には、施設の予約状況もありますが、一時預かり事業のご利用を案内させていただくこととなります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、3点目に移ります。

先ほど玉置議員の質疑の中でも、羽黒南子ども未来園で一般型でやっていくよということが示されました。利用人数の見込みですとか、それから配置基準についても示されましたけれども、これもあるデータなんですけれども、こうやって2人だとかいろいろ保育士を配置していくわけですが、やはり回数も少ない、10時間の利用ということなので、定期の一時預かりの場合なんかは、大体100時間なんです、月に。それに比べると本当に10分の1ということで少ない。そういった中で、本当に1対1の対応も必要だという声があるんですけども、そういった具合、実際にやってみないと分からないという部分が多いとは思いますが、そういったことも必要ではないかなと思っておりますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

先ほどお答えをしましたとおり、配置基準に従って保育士の配置をしておりますので、ここで適正にやっていきたいというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、最後の4点目に移ります。

この制度の様々な懸念されることというのが挙げられています。それは広域利用です。ほかの市のところにも預けていいというような、どこでも預けれるよというようなこと、それから柔軟利用といいまして、定期的な利用ではなかったり、そういったことで、例えば、1回ごとに利用施設を変えるなんていうこともできるようなことみたいです。

それで、そういったことは本当に子どものためになるのかという声が上がってしまっていて、国はそういったことに制限するつもりもないみたいですが、自治体として、やはりそういったところ規制をきちんとかけていくということは大切だろうなというふうに思っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

国からの通達におきましては、市外からの方も拒んではいけないというような、そういうものもありますので、特にそのような制限をかけるということも考えておりませんし、また考え方にもよるかとは思いますが、選択肢が増えるということでも利用しやすいのではないかと。例えば、市だけではなく、里帰り出産をした方だとか、実家に帰られている方、そういう方についても市外でも利用できる、そういうのもあるので、選択肢が増えるのでいいのかなというところでは考えております。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私も第99号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第100号議案、犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、2点、質疑させていただきます。

まず最初に、本市は人口7万1,000人規模、年間の出生数も大体350人前後ということで、一般質問でも出ております。決して出生数が横ばいというか、爆増しているという町ではないと今認識しております。

今回、2本の条例が出ておりますが、これは国が示した運用基準であるとか、制度メニューをそのままフルセットで受け止めたような内容になっていると、条項を見る限り、物すごい条項の量だなと思いました。

そうした中で、この本市の規模や実際に見込まれる利用者の数だとか、事業者の数だとかを踏まえると、この運用基準をどこまで展開していくのか、あとどういうふうに経過措置を取っていくのかというところを段階的に進めるのかといったところ、現実的になったときの運用イメージを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

今回の条例のほうで定めておる基準、それに従っていただくということで、経過措置はありません。こちら条例、今回制定をお願いしているところですが、国基準と変えているところについて少しご紹介をさせていただきます。

国基準と変えているところにつきましては、第99号議案では面積基準を少し変えております。こちらの国基準では2歳未満の乳幼児につき、面積で1.65平方メートル以上というところになっておりますが、今回の条例では愛知県基準を採用しまして、乳児1人につき3.3平方メートル以上というところで、国基準よりは広めに取っているところです。

また、第22条の職員のところで、国基準では1歳以上3歳未満児でおおむね6人につき1人という保育士の配置、6対1というのが国基準になっておりますが、今回の条例では犬山市の配置基準に従って、おおむね5人につき1人ということで、5対1というところで、国基準よりも手厚くしている条例にしております。

また、第100号議案については、特に国の基準と同じというところにしております。すみません、第99号議案については、追加で暴力団排除条例についての条項も合わせて追加をしているところになっております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） では、2つ目の質疑に行きます

本市の子ども・子育て会議のパブリックコメントを読みました。その中で、全ての自治体で実施することが理解はしているけど、本当に子どもにとって安心・安全な保育ができるのか不安であるとか、犬山市は先ほど岡村議員、玉置議員から出ました一時保育を行っているが、その充実こそが子育ての不安につながるのではないかとといった意見も出されておりました。例えば、この制度を導入した場合、そういった課題も含めて、当市におけるどのような効果が想定できているのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

これは犬山市だけということではないですが、全国的な話です。産後、子どもが生まれて、近くに両親がいなくて、子育てが孤立化しているというところがありますので、そのようなところで、まずはきっかけで相談できる場所、そういうところがあればいいかなというところでのまず効果を考えております。孤立化させない、そういうところで制度としていいところではないかというところは考えております。

あとさらには、健診とか何かでいろいろ援助が必要な家庭があった場合には、こちらのほうを紹介して、それをつないでいくというようなところで、保育園のほうで見ていただくと、というようなところの効果もあるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） たくさんの効果を今、いいのではないかということでお示しいただいたんですが、月10時間だとか、本当に6か月からだと寝返り打つか打たんかとか、首が座つとるか座つたらんかとか、本当にもう赤ちゃんなんですよね。本当に赤ちゃんの状態で、誰でも通園制度だからということ親御さんが預けられたときに、今のずっとご説明を聞いていて、子どもの発育に刺激的な環境要因を与えていくことで、子どもの発達に寄与するという理解はしたんですが、その辺のこの子どもの発達段階に応じて、やはり人手も要ることですし、乳幼児だと配置基準についても、たくさんの保育士の数があると思いますが、そこへの対応というものも、先ほどの質疑と重複するかもしれませんが、もう一度確認させてください。再質疑です。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、保育士の配置というところがありますが、それ以外にも今回民間のほうでもやりたいというふうな手を挙げていただいているところもありますので、そういうところも含めて、ニーズがあれば枠を広げていくと、さらにお願いをしていくというふうなことになるのではないかと考えています。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、第99号議案から第101号議案までに対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

\*\*\*\*\*

令和7年11月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《民生文教委員会》 審査期限 令和7年12月19日

第2委員会室

議案番号	件名
第99号議案	犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第100号議案	犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第101号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第6号）

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

再 開  
午後 2 時40分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。民生文教委員会での審査結果の報告を、配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

民生文教委員会審査結果報告書

令和 7 年12月19日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和 7 年12月19日

場 所 第 2 委員会室

出席委員 6 名（全員）

付託議案

第99号議案 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第100号議案 犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第101号議案 令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 6 号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第99号議案から第101号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第99号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案、犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 以上で、11月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日12月20日から令和8年2月1日まで休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和7年11月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後2時44分 散会

\*\*\*\*\*

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第78号議案	犬山市部設置条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第79号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第80号議案	犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第81号議案	犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第82号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第83号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第84号議案	犬山市火入れに関する条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第85号議案	犬山市道路占用料条例等の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第86号議案	犬山市水道事業給水条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第87号議案	犬山市下水道条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第88号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第89号議案	工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 11. 28
第90号議案	犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第91号議案	羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第92号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第93号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第94号議案	令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第2号)	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 11. 28
第95号議案	令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第2号)	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第96号議案	令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第97号議案	令和7年度犬山市水道事業会計補正予算(第2号)	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第98号議案	令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算(第2号)	令和7年. 11. 28	原案可決	令和7年. 12. 19
第99号議案	犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	令和7年. 12. 19	原案可決	令和7年. 12. 19
第100号議案	犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	令和7年. 12. 19	原案可決	令和7年. 12. 19
第101号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算(第6号)	令和7年. 12. 19	原案可決	令和7年. 12. 19
請願第3号	育休退園制度廃止を求める請願書	令和7年. 11. 28	不採択	令和7年. 12. 19
請願第4号	犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書	令和7年. 11. 28	不採択	令和7年. 12. 19
陳情第12号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	令和7年. 11. 28	聞き置く	————
陳情第13号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	令和7年. 11. 28	聞き置く	————
陳情第14号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書	令和7年. 11. 28	聞き置く	————